

京都市告示第140号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成20年8月12日付けで認可した上梅ノ木町北部町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成13年3月30日付けで認可した瓦町町内会の代表者変更の届出並びに平成5年11月18日付けで認可した鳥居本町自治会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年5月7日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

|            | 変更前             | 変更後              |
|------------|-----------------|------------------|
| 上梅ノ木町北部町内会 | 京都市北区小山上初音町20番地 | 京都市北区小山上初音町27番地2 |

2 代表者の氏名

|            | 変更前   | 変更後   |
|------------|-------|-------|
| 上梅ノ木町北部町内会 | 梅尾 功  | 高柳 智子 |
| 瓦町町内会      | 坂本 雅子 | 久保 卓司 |
| 鳥居本町自治会    | 松下 哲夫 | 居川 雅彦 |

3 代表者の住所

|            | 変更前                | 変更後                 |
|------------|--------------------|---------------------|
| 上梅ノ木町北部町内会 | 京都市北区小山上初音町20番地    | 京都市北区小山上初音町27番地2    |
| 瓦町町内会      | 京都市伏見区深草瓦町80番地の5   | 京都市伏見区深草瓦町9番地の24    |
| 鳥居本町自治会    | 京都市右京区嵯峨鳥居本小坂町22番地 | 京都市右京区嵯峨鳥居本仙翁町3番地19 |

(文化市民局地域自治推進室)